

平成15年5月16日

各 位

東京都中野区中央5丁目38番16号
日本エス・エイチ・エル株式会社
代表取締役社長 清水佑三
(コード番号: 4327)

ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

平成15年5月16日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり平成15年6月27日開催予定の当社臨時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の役員及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の役員及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式230株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、調整の事由が発生した時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

230個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的となる株式数について同様の調整を行う。）を上限とする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

新株予約権1個あたりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に(3)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）と新株予約権を発行する日の属

する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値を比較してどちらか高値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる）とする。ただし、当該金額が 450,000 円を下回る場合には、払込金額は 450,000 円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行（平成 14 年 4 月 1 日改正前商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権及び同改正前商法第 341 条ノ 8 の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の各行使による場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の行使期間

平成 17 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。新株予約権者は、権利行使時においても、当社の役員若しくは従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定める。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

上記(7)の および に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行行使できなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(注)上記の内容については、平成 15 年 6 月 27 日開催予定の当社臨時株主総会において、「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上